

① 主債の発生原因事実 △

② 保証契約の締結 △

③ ②が書面でなされたこと ×

④ ②に際して署名 ○

⑤ ②に先立って代理権授与 ×

⑥ 追認 ○

書面性, 締結
時期, 追認と
どう考える



・C(本人)が作成した訳でない
⇒ 保証契約の内容を明確にし、
また保証イシが外部的に明らか
になることを通じて保証をするに
あたり慎重さを要する趣旨

⇒ 判ハ ⇒ 当てはめ

つなげる??

直接壊した者はH

... Fに帰責性ある??

「故意・過失又は信義則上これ
と同視しうる事情」

◎ 履行補助者の範囲

...

◎ Bの承諾の意味

→ 選任監督過失

以外は免除

設問2

B→F

債務不履行...不完全履行

・どんな義務に反したの??

... 3400 / 3594, 613

⇒ ⑤ 契約上必要とされる目的物の維持管理

... 「西建物を壊した」という
事実のみから、个々に反してい

る、と考える

・損害... 修繕費 100万円

・因一... OK

・「債務事由

... 債務が履行されていない

普通は「帰責性か

と考えられている

抗

設問3

Dの要求 賃料支払
BGに求め
ている。

G... 30万円分は払いたくない。

保証

判 R

賃料

この違い?

本件(1) 木相殺

G ← 賃料

B(2) D

(II) 同時履行の抗弁?

